

地 第 466 号  
令和8年3月25日

遊佐町議会議長 高橋 冠治 殿

遊佐町長 松永 裕美

### 再 議 書

第585回遊佐町議会定例会において、令和8年3月13日に議決された「令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について」の件については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第176条第4項の規定に基づき、再議を求める。

（理由）

令和6年災第9120号町道唐戸岩・鹿野沢線道路災害復旧工事は、第580回臨時会において当初の請負契約の締結を承認され、議決日の令和7年7月1日から令和8年3月31日までを工期としておりましたが、工事箇所内での熊の出没による工事の一時中止などにより、令和7年度内の工事完成が難しいと判断いたしました。

また、当工事においては、令和6年度及び7年度の国からの公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の交付決定を受けており、令和7年度中の工事完成が見込めなくなった時点で、令和6年度負担金分は事故繰越、令和7年度分は翌債承認の手続きを進めておりました。

今回、令和8年1月26日に令和7年度国庫負担金の交付決定を受けたところで、同日に請負業者との工期延長の変更契約を締結し、第585回遊佐町議会定例会にて議決を受けました。

しかしながら補助事業の制度上、翌債承認前に翌年度にまたがる契約（変更）を締結することができないこととなっており、本件の翌債承認日は令和8年3月24日であることから、誤った変更契約を締結し議会に上程したことが判明いたしました。

つきましては、誤りを是正するため再議に付す必要があると判断いたします。